

○独立行政法人国立科学博物館短時間勤務外部資金有期雇用 職員就業規程

平成21年4月1日
館 長 裁 定

最 終 改 正
令和2年3月23日
館 長 決 裁

(趣旨)

第1条 この規程は、独立行政法人国立科学博物館（以下「科学博物館」という。）に勤務する非常勤職員のうち、短時間勤務外部資金有期雇用職員の就業に関して必要な事項を定めるものとする。

(定義及び名称)

第2条 この規程において短時間勤務外部資金有期雇用職員とは、有期労働契約により1週間の所定勤務時間を30時間を超えない範囲内に定められて科学研究費補助金及び受託研究経費等の外部資金（以下「外部資金」という。）により雇用され、特定のプロジェクト等の業務に従事する職員（第7条に規定する期間の定めのない労働契約となった者を含む。）をいう。

2 この規程を適用する短時間勤務外部資金有期雇用職員の名称は、従事する業務の内容に応じて、次の各号に掲げる名称を用いる。

- 一 事務補佐員 事務に関する業務を補佐する。
- 二 技術補佐員 技術に関する業務を補佐する。
- 三 技能補佐員 技能に関する業務を補佐する。
- 四 労務補佐員 労務に関する業務を補佐する。
- 五 支援研究員 独立行政法人国立科学博物館政府関係補助金の研究に係る研究支援者取扱要項に規定する業務に従事する。

3 前項の業務以外の業務に従事する者については、その業務に則した名称を付す。

(採用)

第3条 短時間勤務外部資金有期雇用職員の採用は、選考により行う。

(雇用期間)

第4条 短時間勤務外部資金有期雇用職員は、採用日の属する事業年度を超えない範囲内で雇用期間を定め、採用するものとする。

2 前項の場合において、業務遂行上必要があると認めるときは、本人の勤務実績及び科学博物館の経営状況等を勘案して、一事業年度を超えない範囲で雇用期間を定め、雇用を更新することがあるものとする。ただし、通算雇用期間は5年を超えないものとする。

3 前項の規定にかかわらず、「科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成20年法律第63号）」第15条の2に規定する労働契約法の特例を適用する場合、通算雇用期間が10年を超えない範囲内で雇用を更新することができる。

4 事業年度の途中において第5条に定める雇用上限年齢に達する短時間勤務外部資金有期雇用職員の雇用期間については、前項の規定にかかわらず、当該事業年度を超えないものとする。

5 第2項及び第3項の規定にかかわらず、館長が特に必要と認めるときは、通算雇用期間を超えてさらに雇用を更新することができる。

(雇用上限期間)

第5条 短時間勤務外部資金有期雇用職員の雇用の上限年齢は、満65歳とする。ただし、事務補佐員については、満60歳とする。

2 前条及び前項の規定にかかわらず、最初の採用時に満60歳（事務補佐員以外の者については満65歳）以上の者については、採用日の属する年度の末日までを雇用上限期間とし、更新はしないものとする。

3 前2項の規定は、他の規程等において別段の定めがある場合は、その定めるところによる。

(法令その他関係規程等との関係)

第6条 短時間勤務外部資金有期雇用職員の就業に関しては、この規程に定めるもののほか、労働基準法（昭和22年法律第49号）その他の関係法令及び関係規則の定めるところによる。

2 短時間勤務外部資金有期雇用職員には、独立行政法人国立科学博物館短時間勤務有期雇用職員就業規程第7条から第66条までの規定を準用する。

(期間の定めのない労働契約への転換)

第7条 この規程による有期労働契約の契約期間その他科学博物館における有期労働契約の契約期間（契約期間の始期の到来前のものを除く。）を通算した期間（以下、「通算契約期間」という。）が5年（第4条第3項の規定により雇用されている者にあつては、10年）を超える者が、労働契約法第18条第1項の規定による期間の定めのない労働契約への転換を申し出るときは、現に締結している有期労働契約が満了する日の30日前までに行うものとし、期間の定めのない労働契約への転換は、現に締結している有期労働契約の契約期間が満了する日の翌日からとする。

2 前項の規定により期間の定めのない労働契約となった者については、第4条及び第5条の規定は適用しない。

3 第1項の規定による期間の定めのない労働契約への転換の申し出は、同項の規定に該当する者が館長に申し込むことにより行うものとする。

4 館長は、前項の申し込みを受けたときは、当該申し込みを行った者に対し、受理を通知するものとする。

(期間の定めのない労働契約となった者の労働条件)

第8条 期間の定めのない労働契約となった者の労働条件は、別段の定めがある場合を除き、期間の定めのない労働契約となった日の前日に締結していた有期労働契約と同様の労働条件（雇用期間を除く。）とする。

(期間の定めのない労働契約となった者の定年退職)

第9条 期間の定めのない労働契約となった者の定年は、満65歳（事務補佐員については、満60歳）とし、その日以後の最初の3月31日に退職する。

2 前項の規定による定年に達した日以後に期間の定めのない労働契約となった者の定年

退職の日は、期間の定めのない労働契約となった日以降の最初の3月31日とする。

- 3 前2項の規定は、他の規程等において別段の定めがある場合は、その定めるところによる。

(期間の定めのない労働契約となった者の再雇用)

第10条 前条の規定による定年退職日の翌日において満65歳に満たない者が、定年退職日の6ヶ月前までに再雇用を申し出たときは、当該退職日の翌日から満65歳に達する日以後の最初の3月31日までの間、1年を超えない範囲内の労働契約期間を定めて採用し、更新することができる。

附 則

- 1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 施行日の前日に独立行政法人国立科学博物館非常勤職員就業規程に基づく時間雇用職員として在職し、施行日に短時間勤務外部資金有期雇用職員に継続雇用される者（以下「継続雇用者」）への第4条第2項の規程の適用にあたっては、同項の雇用期間に施行日前の雇用期間を含むものとする。
- 3 継続雇用者の年次有給休暇の取扱については、独立行政法人国立科学博物館短時間勤務有期雇用職員就業規程附則第3項の規定を準用する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 第7条の規定は、平成25年4月1日以後の日を契約期間の初日とする有期労働契約について適用し、平成25年4月1日前の日が初日である有期労働契約の契約期間は、同条第1項に規定する通算契約期間には、算入しない。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。